

<平成 27 年 4 月 1 日改訂>

(下線部は変更箇所)

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p>外貨ネクストネオ取引約款</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>第 3 条 (定義)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 本約款における「取引保証金」とは、当社が別途定めた最低取引単位毎に予め預託することが必要な担保金をいいます。<u>なお、取引説明書に定める「必要保証金額」と同義となります。</u></p> <p>3.～4. (略)</p> <p>第 4 条～第 7 条 (略)</p> <p>第 8 条 (口座の開設)</p> <p>1. お客様は、本約款に定める外国為替保証金取引を行うことを目的として、当社所定の本約款及び取引説明書、その他当社の定める規則等を十分に理解し、かつこれらに異議なく承諾の上、本人確認の手続等、当社所定の手続により外貨ネクストネオ (以下「本口座」という) の開設の申込を行うものとします。ただし、申込にあたっては以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 外国為替保証金 (証拠金) 取引業務に従事する役職員でないこと</p> <p>(13)～(14) (略)</p> <p>2.～6. (略)</p> <p>第 9 条 (保証金)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当社は、相場急変動が発生しかつ今後当面の継続が予想される、あるいは近日中の相場急変動の発生が予見される等の理由により緊急での必要保証金額の増額が適切であると当社が判断した場合には、別途取引説明書で定めるところに従い、お客様への事前の告知 (当社ホームページ又は取引画面での表示を含む) に基づき、取引保証金を任意の額に変更することができるものとします。また、変更後の取引保証金額は、変更後における新規取引のみならず、お客様が保有する未決済のポジションにも適用することができるものとします。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. (略)</p>	<p>外貨ネクストネオ取引約款</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>第 3 条 (定義)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 本約款における「取引保証金」とは、当社が別途定めた最低取引単位毎に予め預託することが必要な担保金をいいます。</p> <p>3.～4. (略)</p> <p>第 4 条～第 7 条 (略)</p> <p>第 8 条 (口座の開設)</p> <p>1. お客様は、本約款に定める外国為替保証金取引を行うことを目的として、当社所定の本約款及び取引説明書、その他当社の定める規則等を十分に理解し、かつこれらに異議なく承諾の上、本人確認の手続等、当社所定の手続により外貨ネクストネオ (以下「本口座」という) の開設の申込を行うものとします。ただし、申込にあたっては以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>店頭</u>外国為替保証金 (証拠金) 取引業者の従業員でないこと</p> <p>(13)～(14) (略)</p> <p>2.～6. (略)</p> <p>第 9 条 (保証金)</p> <p>1. (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p>

第10条～第11条（略）

第12条（売買注文の受付）

1.～3.（略）

4. 当社に回線及び機器の瑕疵又は障害（以下「システム障害」といいます）が発生した場合、または第2条第1項第6号に定める事由によりお客様にレートを表示できない若しくはレートを提示することが困難であると当社が判断した場合は、本システム、電話、FAX、電子メールその他の手段による受注並びに約定が行われないことがあることに同意するものとします。

第13条

1.～2.（略）

3. 当社が提示したレートが明らかにインターバンク市場の実勢と乖離したと当社が判断した場合は、当社は、お客様への事前の通知をすることなく、当該レートに起因するお客様の未約定注文について約定を行わないこと、及び該当レートで約定したご注文を取り消すことができるものとします。この場合、当社の合理的な裁量により、実勢と乖離したレートによって決済または成立したポジションを復元または取り消すこと、若しくは、約定価格を訂正することができるものとします。

4.（略）

第14条～第24条（略）

第25条（免責事項）

次に掲げる損害については、当社は免責されることとします。

(1)～(6)（略）

(7) 当社が提示する外国為替レートが市場実勢レートと大幅に乖離している等、明白に誤りと合理的に判断される等の事由により、取引の約定が行われなかったこと、約定価格が訂正されたこと、または約定が取り消しとなったことにより生じた損失及び損害（当社に故意または重大な過失がある場合を除く）

(8)～(12)（略）

(13) 本約款第9条第2項に定める取引保証金額の変更の実施により、お客様が保有するポジションに対しロスカットが執行されたことにより生じた損失及び損害（第10条第3項に定める損失及び損害を含む。）

(14)（略）

以下省略

以上

第10条～第11条（略）

第12条（売買注文の受付）

1.～3.（略）

4. 当社に回線及び機器の瑕疵又は障害（以下「システム障害」といいます）が発生した場合または流動性の著しい低下等によりお客様にレートを表示できない場合は、本システム、電話、FAX、電子メールその他の手段による受注並びに約定が行われないことがあることに同意するものとします。

第13条

1.～2.（略）

3. 当社が提示したレートが明らかにインターバンク市場の実勢と乖離したと当社が判断した場合は、当社は、お客様への事前の通知をすることなく、当該レートに起因するお客様の未約定注文について約定を行わないこと、及び該当レートで約定したご注文を取り消すことができるものとします。この場合、実勢と乖離したレートによって決済または成立したポジションを復元または取り消すことができるものとします。

4.（略）

第14条～第24条（略）

第25条（免責事項）

次に掲げる損害については、当社は免責されることとします。

(1)～(6)（略）

(7) 当社が提示する外国為替レートが市場実勢レートと大幅に乖離している等、明白に誤りと合理的に判断される等の事由により、取引の約定が行われなかったこと、または約定が取り消しとなったことにより生じた損失及び損害（当社に故意または重大な過失がある場合を除く）

(8)～(12)（略）

(新設)

(13)（略）

以下省略

以上